

参考資料 2 改善基準告示見直しについて(参考資料)

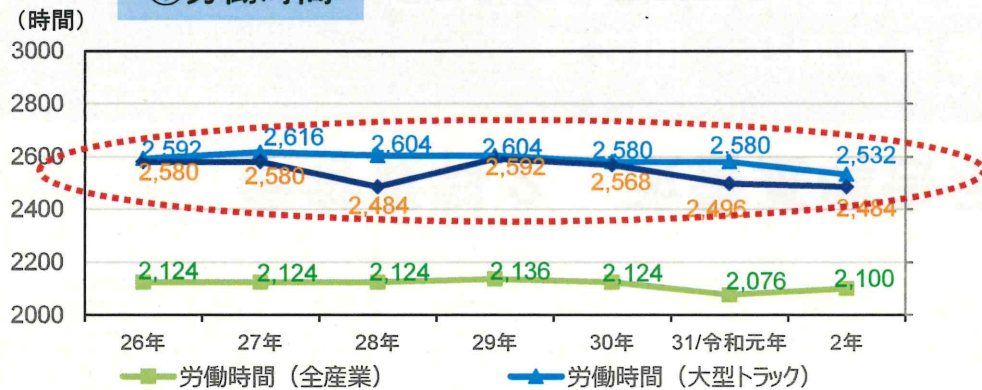
第2回 労働政策審議会労働条件分科会
自動車運転者労働時間等専門委員会トラック作業部会

自動車運転者の基礎統計 ①

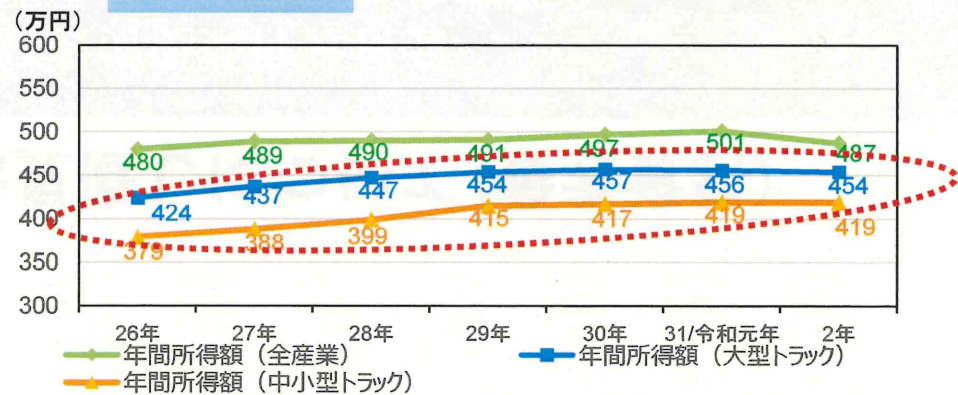
- ▷ 大型トラック運転者は、**労働時間**が、全産業平均と比べ、**約2割長い**傾向にある。
- ▷ トラック運転者は、**年間賃金**が、全産業平均より**約1割～約2割低い**傾向にある。
- ▷ トラック運転者は、**人手不足感**が、全職業平均より**約2倍近く高い**傾向にある。
- ▷ トラック運転者は、**年齢構成**について全産業平均より**高齢層の割合が約4割と高い**傾向にある。

(出典) 農林水産省「第1回肥料の流通合理化に関する検討会」国土交通省作成資料「トラック運送業の現状と課題について」(https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryo/attach/pdf/200114_5-16.pdf)と同様の方法で集計

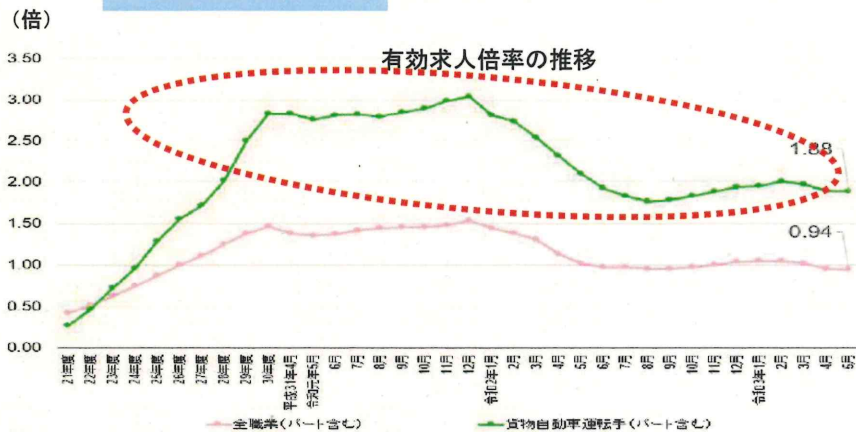
①労働時間 全職業平均より約2割長い。



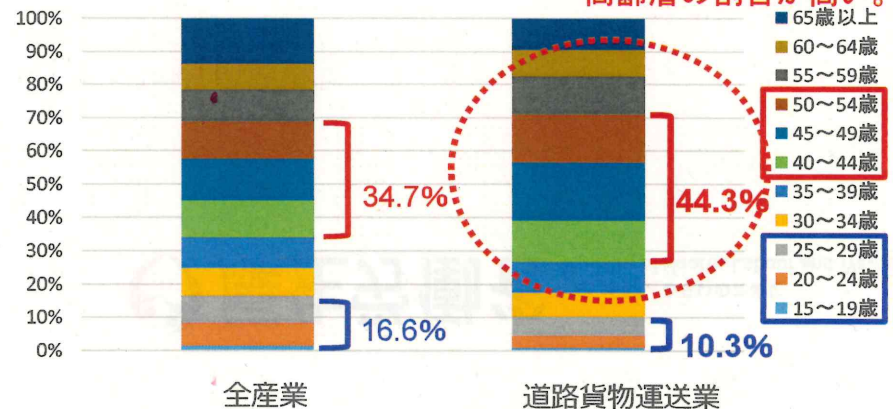
②年間賃金 全産業平均より約1割～約2割低い。



③人手不足感 全職業平均より約2倍高い。



④年齢構成 全産業平均より若年層の割合が低く、高齢層の割合が高い。



自動車運転者の基礎統計 ②

- ▷ トラック運転者は、全産業平均と比べ、**年齢が高い**傾向にある。
- ▷ トラック運転者は、**所定内実労働時間数、超過実労働時間数**ともに、全産業平均と比べ、**時間が長い**傾向にある。
- ▷ トラック運転者は、**所定内給与額**が全産業平均と比べ、**低い**傾向にある。 (出典) 厚生労働省「令和2年度賃金構造統計基本調査」より作成
※労働者10人以上の企業規模

		年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	所定内給与額 (月額) <small>(千円単位切り捨て) (賞与等含まず)</small>
全産業平均		43.2歳	11.9年	165時間	10時間	30万円
トラック	大型	49.4歳	11.8年	176時間	35時間	27万円
	中小型	46.4歳	10.0年	176時間	31時間	26万円
タクシー		59.5歳	10.2年	166時間	16時間	20万円
バス		51.8歳	12.3年	159時間	28時間	24万円

働き方改革関連法の国会附帯決議事項

- ▷ 附帯決議において、**過労死防止の観点**から見直すよう求められているところ。
- ▷ 令和6年4月以降、時間外労働の上限規制が年360時間、月45時間（特別延長960時間）と定められたところ。

参議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年6月28日）

七、自動車運転業務の上限規制については、5年の適用猶予後の**時間外労働時間の上限が休日を含まず年960時間**という水準に設定されるが、現状において過労死や精神疾患などの健康被害が最も深刻であり、かつそのために深刻な人手不足に陥っている運輸・物流産業の現状にも鑑み、決して物流を止めてはいけないという強い決意の下、できるだけ早期に一般則に移行できるように、関係省庁及び関係労使や荷主等を含めた協議の場における議論を加速し、猶予期間においても、実効性ある実労働時間及び拘束時間削減策を講ずること。また、5年の適用猶予後に一般則の適用に向けた検討を行うに当たっては、一般則の全ての規定を直ちに全面的に適用することが困難な場合であっても、一部の規定又は一部の事業・業務についてだけでも先行的に適用することを含め検討すること。

八、自動車運転業務については、**過労死等の防止の観点**から、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の総拘束時間等の改善について、関係省庁と連携し、速やかに検討を開始すること。また、改善基準告示の見直しに当たっては、トラック運転者について、早朝・深夜の勤務、交代制勤務、宿泊を伴う勤務など多様な勤務実態や危険物の配送などその業務の特性を十分に踏まえて、労働政策審議会において検討し、勤務実態等に応じた基準を定めること。

衆議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年5月25日）

二 時間外労働の上限規制の適用が猶予される業務について、当該業務特有の事情を踏まえたきめ細かな取組を省庁横断的に実施して労働時間の短縮を図り、上限規制の適用に向けた環境の整備を進めること。特に、自動車運転業務については、長時間労働の実態があることに留意し、改正法施行後5年後の特例適用までの間、**過労死の発生を防止する観点**から改善基準告示の見直しを行うなど必要な施策の検討を進めること。

過労死等の労災補償状況について（令和2年度）

- ▷ 「道路貨物運送業」は、過労死等の**労災請求件数**、**支給決定件数**ともに、最も多くなっている。
- ▷ **認定率は55%**となっており、労災請求が認められる割合も高い。

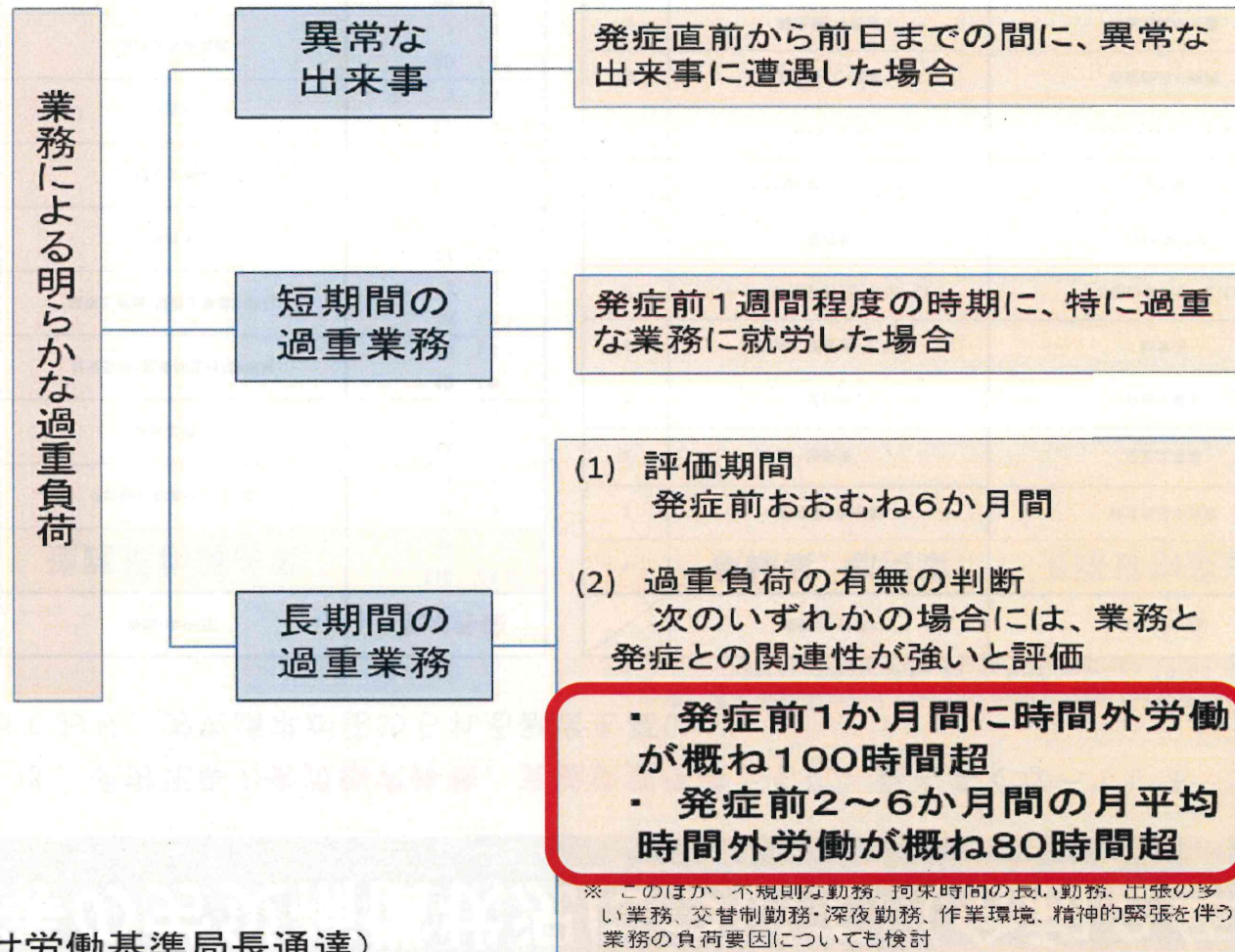
（出典）厚生労働省ホームページ「令和2年度「過労死等の労災補償状況」を公表します」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19299.html）より作成

	業種(大分類)	業種(中分類)	請求件数
1	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	118 (4) < 36 (1) >
2	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	61 (9) < 9 (1) >
3	建設業	総合工事業	44 (0) < 13 (0) >
4	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	40 (23) < 6 (2) >
5	建設業	職別工事業(設備工事業を除く)	38 (0) < 8 (0) >
6	医療, 福祉	医療業	27 (10) < 7 (2) >
7	建設業	設備工事業	26 (0) < 9 (0) >
8	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	21 (3) < 6 (0) >
9	運輸業, 郵便業	道路旅客運送業	20 (2) < 3 (0) >
9	卸売業, 小売業	その他の小売業	20 (3) < 6 (1) >
11	製造業	食料品製造業	18 (5) < 5 (1) >
11	卸売業, 小売業	各種商品小売業	18 (6) < 4 (1) >
13	製造業	輸送用機械器具製造業	17 (0) < 6 (0) >
13	情報通信業	情報サービス業	17 (2) < 7 (0) >
15	卸売業, 小売業	飲食料品小売業	15 (4) < 4 (0) >

	業種(大分類)	業種(中分類)	支給決定件数
1	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	55 (1) < 19 (1) >
2	卸売業, 小売業	飲食料品小売業	16 (1) < 6 (0) >
3	建設業	総合工事業	12 (0) < 6 (0) >
4	建設業	設備工事業	11 (0) < 3 (0) >
5	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	8 (1) < 2 (0) >
6	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	7 (0) < 0 (0) >
7	製造業	食料品製造業	6 (1) < 3 (0) >
7	宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業	6 (1) < 0 (0) >
7	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	6 (5) < 1 (1) >
10	卸売業, 小売業	各種商品小売業	5 (0) < 1 (0) >
10	卸売業, 小売業	機械器具小売業	5 (0) < 1 (0) >
12	建設業	職別工事業(設備工事業を除く)	4 (0) < 2 (0) >
12	製造業	電気機械器具製造業	4 (0) < 3 (0) >
12	卸売業, 小売業	飲食料品卸売業	4 (0) < 1 (0) >
15	漁業	漁業(水産養殖業を除く)	3 (0) < 1 (0) >
15	製造業	生産用機械器具製造業	3 (0) < 2 (0) >
15	卸売業, 小売業	その他の小売業	3 (0) < 0 (0) >
15	サービス業(他に分類されないもの)	政治・経済・文化団体	3 (1) < 1 (0) >

脳・心臓疾患の労災認定基準

- ▷ 脳・心臓疾患の労災認定基準においては、「発症前1ヶ月間に時間外労働（休日労働含む）が概ね100時間超」、
「発症前2～6ヶ月間の月平均時間外労働（休日労働含む）が概ね80時間超」のいずれかの場合などに、業務と発症との関連性が強いと評価される。



(平成13年12月12日付け労働基準局長通達)

(参考) 「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会報告書」の概要

- ▷ 脳・心臓疾患の労災認定基準については、専門検討会による検討が行われ、令和3年7月に同検討会報告書が公表されたところ。
- ▷ 発症前1か月間に100時間または2～6か月間平均で月80時間を超える時間外労働(休日労働含む)は、発症との関連性が強いとする現行基準の考え方は妥当と改めて確認された。

●業務の過重性の評価(業務と発症との関連性)

業務による「長期間にわたる疲労の蓄積」と「発症に近接した時期の急性の負荷」が発症に影響を及ぼすとする現行基準の考え方は妥当

現行基準が適切と判断

長期間の過重業務

労働時間

- ・発症前1か月間に100時間または2～6か月間平均で月80時間を超える時間外労働は、発症との関連性は強い(※)
- ・月45時間を超えて長くなるほど、関連性は強まる
- ・発症前1～6か月間平均で月45時間以内の時間外労働は、発症との関連性は弱い

労働時間以外の負荷要因

- ・拘束時間が長い勤務
- ・出張の多い業務 など

現行基準に新たに取り入れることが適切と判断

長期間の過重業務

労働時間

- 左記(※)の水準には至らないがこれに近い時間外労働
- +
- 一定の労働時間以外の負荷

業務と発症との関連が強いと評価することを明示

労働時間以外の負荷要因

- ・勤務間インターバルが短い勤務
- ・身体的負荷を伴う業務 など

評価対象として追加

短期間の過重業務・異常な出来事

- ・業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化
→「発症前おおむね1週間に継続して深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行うなど過度の長時間労働が認められる場合」等を例示

●対象疾病

- ・認定基準の対象疾病に「重篤な心不全」を追加